

議案第 24 号

四万十町基金条例の一部を改正する条例について

四万十町基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 9 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町基金条例の一部を改正する条例

四万十町基金条例(平成 18 年四万十町条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 四万十町ふるさと支援基金

ア ふるさとの豊かな地域資源を活用した地場産業の振興に関する事業の財源に充てるとき。

イ ふるさとでいつまでも健やかに暮らせる高齢者支援に関する事業の財源に充てるとき。

ウ ふるさとの未来を担う子ども支援に関する事業の財源に充てるとき。

エ ふるさと四万十川の保全、観光及び交流の振興に関する事業の財源に充てるとき。

オ ふるさとを守り元気にする人づくりと地域づくりに関する事業の財源に充てるとき。

カ 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために町長が必要と認める事業の財源に充てるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日において積み立てられている四万十町ふるさと支援基金については、なお従前の例による。